

議案第 6 5 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(通勤手当) 第10条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 500円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13, 500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上	(通勤手当) 第10条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 500円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7, 100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10, 000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12, 900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上

30キロメートル未満である職員 1
6, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上
35キロメートル未満である職員 1
9, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上
40キロメートル未満である職員 2
2, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上
45キロメートル未満である職員 2
5, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上
50キロメートル未満である職員 2
9, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上
55キロメートル未満である職員 3
2, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上
60キロメートル未満である職員 3
5, 500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上
である職員 38, 700円

(3) 略

3～9 略

(宿日直手当)

第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜら
れた職員には、その勤務1回につき4, 700
円を支給する。

(期末手当)

第15条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に
支給する場合には100分の125、12月に
支給する場合には100分の127.5を乗じ
て得た額に、基準日以前6か月以内の期間にお
けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額
とする。

(1)～(4) 略

30キロメートル未満である職員 1
5, 800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上
35キロメートル未満である職員 1
8, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上
40キロメートル未満である職員 2
1, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上
45キロメートル未満である職員 2
4, 400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上
50キロメートル未満である職員 2
6, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上
55キロメートル未満である職員 2
8, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上
60キロメートル未満である職員 2
9, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上
である職員 31, 600円

(3) 略

3～9 略

(宿日直手当)

第15条の2 宿直勤務又は日直勤務を命ぜら
れた職員には、その勤務1回につき2, 500
円を支給する。

(期末手当)

第15条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ 100分の125 _____
_____を乗じ
て得た額に、基準日以前6か月以内の期間にお
けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額
とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 2 7. 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2. 5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第15条の7 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7. 5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 2. 5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 0</u>」_____とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第15条の7 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に_____ <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____ <u>1 0 0 分の 5 0</u> _____を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300

5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900

39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			

	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 向日市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(期末手当) 第15条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分	(期末手当) 第15条の4 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分

	に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２６．２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７１．２５</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第１５条の７ 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>１００分の１０６．２５</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>１００分の５１．２５</u> _____を乗じて得た額の総額 3～5 略
	に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７０</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の７２．５</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第１５条の７ 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、_____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 略

(向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第4条 向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に <u>1 0 0 分の 1 7 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第 1 5 条の 4 第 2 項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 略	第 5 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 2. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 7. 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第 1 5 条の 4 第 2 項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 略

(向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和3年条例第23

号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和3年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和3年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、 <u>給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、</u> <u>給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u>

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料表
1	405,000円
2	455,000円

3	508, 000円
4	574, 000円
5	655, 000円
6	765, 000円

(向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和3年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」 <u>と、給与条例第15条の7第2項第1号中「100分の106.25」</u>とあるのは「<u>100分の88.75</u>」 <u>と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u>	(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和3年条例第23号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第15条の7第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の向日市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定による改正後の向日市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 第1条の規定による改正前の向日市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条の規定において向日市職員の給与に関する条例別表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級、2級及び3級の欄に掲げる給料月額と同額とする場合を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条の規定において向日市職員の給与に関する条例別表第1におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級、2級及び3級の欄に掲げる給料月額と同額とする場合を含む。）の内払いと、第3条の規定による改正前の向日市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市長等給与条例の規定による給与の内払いと、第5条の規定による改正前の向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなす。